

令和 8 年 第 3 回 （ 9 月 ）

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

令和 8 年第 3 回（9 月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 1 2 6 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 1 2 7 号	川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 1 2 8 号	川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 1 2 9 号	川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 1 3 0 号	川口市景観形成条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 1 3 1 号	川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例……………	7
議案第 1 3 2 号	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 1 3 3 号	財産の取得について（G I G A スクール端末）……………	1 0
議案第 1 3 4 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	1 1
議案第 1 3 5 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	1 3
議案第 1 3 6 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	1 4
議案第 1 3 7 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	1 5
議案第 1 3 8 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	1 6
議案第 1 3 9 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	1 7
議案第 1 4 0 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	1 8
議案第 1 4 1 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	1 9
議案第 1 4 2 号	訴えの提起について（福祉資金貸付金回収金の請求）……………	2 0
議案第 1 4 3 号	和解契約の締結について（川口駅西口地下公共駐車場における漏水事故）……………	2 1
議案第 1 4 4 号	市道路線の認定について（新郷第 3 5 8 － 1 号線）……………	2 2
議案第 1 4 5 号	市道路線の認定について（鳩ヶ谷第 8 7 9 － 1 号線）……………	2 3

議案第 1 4 6 号	令和 7 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について……………	2 4
議案第 1 4 7 号	令和 7 年度川口市水道事業会計決算認定について……………	2 5
議案第 1 4 8 号	令和 7 年度川口市下水道事業会計決算認定について……………	2 6
議案第 1 4 9 号	令和 7 年度川口市病院事業会計決算認定について……………	2 7
議案第 1 5 0 号	川口市教育委員会委員の任命同意について……………	2 8
議案第 1 5 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	2 9

議案第 1 2 6 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「準生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 2 の項中「準生活保護関係情報又は」を削り、同表 4 の項中「準生活保護関係事務」を「外国人生活保護関係事務」に改め、同表 5 の項中「準生活保護関係情報又は」を削り、同表 6 の項から 9 の項まで及び 1 1 の項から 1 9 の項までの規定中「準生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 2 0 の項中「準生活保護関係情報又は」を削り、同表 2 2 の項及び 2 3 の項中「準生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 2 4 の項及び 2 5 の項中「準生活保護関係情報又は」を削り、同表 2 7 の項及び 2 8 の項中「準生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 2 9 の項から 3 3 の項までの規定中「準生活保護関係情報又は」を削り、同表 3 4 の項中「準生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

別表第 3 の 2 の項中「準生活保護関係事務」を「外国人生活保護関係事務」に改め、同表 4 の項中「準生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表中 5 の項を削り、6 の項を 5 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 127 号

川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

川口市認可地縁団体印鑑条例（平成 6 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「）第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「。以下「省令」という。）第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 6 条中「第 260 条の 2 第 11 項」の次に「又は省令第 18 条の 3 第 7 項」を加える。

第 10 条中「。以下同じ」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 2 8 号

川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

川口市放課後児童クラブ条例（昭和 4 1 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 小学校が授業を行わない日 午前 8 時から午後 6 時 3 0 分まで

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 2 9 号

川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 1 0 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

第 1 条中「第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項」に、「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項）」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項又は第 5 項）」に改め、「第 9 条の 3 の 3 第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 4 項又は第 5 項」に、「市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改める。

第 1 0 条を第 1 1 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 3 条第 1 項各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改め、同条第 2 項中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に、「第 3 条第 2 項各号」を「第 4 条第 2 項各号」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条第 1 項中「非常災害により生ずる廃棄物」を「非常災害廃棄物」に、「当該廃棄物」を「当該非常災害廃棄物」に、「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に、「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に、「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 6 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項第 2 号中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条第 3

項中「第４条第２項」を「第５条第２項」に、「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改め、同条第４項中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改め、同条を第７条とする。

第５条第２項中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に、「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改め、同条を第６条とする。

第４条第１項第２号中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改め、同条を第５条とする。

第３条第１項第４号中「一般廃棄物」の次に「（法第２条第２項に規定する一般廃棄物をいう。次号において同じ。）」を加え、同条第２項中「災害廃棄物処分受託者は」を「非常災害廃棄物処理受託者等は」に、「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改め、同項第１号中「災害廃棄物処分受託者」を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改め、同条を第４条とする。

第２条第３号中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第２条 この条例において「非常災害廃棄物処理受託者等」とは、市の委託を受けて法第２条の３第１項に規定する非常災害廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）（法第２条第３項に規定する特別管理一般廃棄物（以下この条において「特別管理一般廃棄物」という。）であるものを除く。）の処分を行う法第６条の２第３項に規定する非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する非常災害廃棄物処理再受託者若しくは同項後段の規定による処分の委託を受けた者又は市の委託を受けて特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う同条第５項に規定する特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理再受託者若しくは同項後段の規定による処分の委託を受けた者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年９月１日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 130 号

川口市景観形成条例の一部を改正する条例

川口市景観形成条例（平成 19 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 1 号

川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

(川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 1 条 川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業施行規程（昭和 5 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

(川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 2 条 川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業施行規程（昭和 5 9 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

(川口都市計画事業芝東第 4 土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 3 条 川口都市計画事業芝東第 4 土地区画整理事業施行規程（平成元年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

(川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 4 条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程（平成 6 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

(川口都市計画事業芝東第 3 土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 5 条 川口都市計画事業芝東第 3 土地区画整理事業施行規程（平成 7 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「第 9 1 条第 4 項」を「第 9 1 条第 3 項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

(川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第6条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

（川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第7条 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程（平成9年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

（川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第8条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程（平成23年条例第126号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に、「清算金」を「清算金の額」に改める。

（川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第9条 川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程（平成29年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改める。

（川口都市計画事業芝中央沿道第2土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第10条 川口都市計画事業芝中央沿道第2土地区画整理事業施行規程（令和6年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和8年9月1日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 2 号

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた川口市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の川口市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 5 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 5 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- 1 財 産 の 種 別 G I G A スクール端末
- 2 納 入 場 所 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号
- 3 納 入 者 東京都江東区東陽 2 丁目 3 番 2 5 号
株式会社内田洋行営業支援統括グループ
取締役常務執行役員営業支援統括グループ統括
小 柳 諭 司
- 4 数 量 1 4 , 0 5 0 台
- 5 取 得 価 格 6 5 8 , 3 8 3 , 0 0 0 円

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 4 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

蕨市在住 A 氏

さいたま市在住 B 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 5 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 6 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 7 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 8 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 F 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 3 9 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 G 氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 140 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

群馬県伊勢崎市在住 H 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 4 1 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

栃木県栃木市在住 I 氏

J 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 4 2 号

訴えの提起について

福祉資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

狭山市在住 K 氏

2 事件の内容

上記の者は、住宅資金として借り入れた福祉資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し福祉資金貸付金回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から福祉資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 4 3 号

和解契約の締結について

川口駅西口地下公共駐車場内の漏水により車両が汚損した事故について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

男 性 6 3 歳

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、本件事故における解決金として金 1, 3 2 0, 9 2 4 円の支払義務があることを認め、これを令和 8 年 1 0 月末日限り、上記の者が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、川口市の負担とする。
- (2) 上記の者は、川口市に対し、本件事故に関し、前項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず一切の請求権を放棄する。
- (3) 川口市及び上記の者は、川口市と上記の者との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 4 4 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第358-1号線	大字東本郷字峯岸1173番30地先	大字東本郷字峯岸1173番35地先		5.0	69.0

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第 1 4 5 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩ヶ谷 第879-1号線	大字辻字沼田81番16地先	大字辻字沼田81番3地先		4.0	66.5

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第 1 4 6 号

令和 7 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について

令和 7 年度下記各会計決算を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和 7 年度川口市一般会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市立看護学校事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年度川口都市計画土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 1 4 7 号

令和 7 年度川口市水道事業会計決算認定について

令和 7 年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 148 号

令和 7 年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 149 号

令和 7 年度川口市病院事業会計決算認定について

令和 7 年度川口市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 150 号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

記

石 川 泰 成 63 歳 川口市在住

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

経 歴 書

氏 名 石 川 泰 成

年 齢 63 歳

現 住 所 川口市在住

平成 26 年 4 月 埼玉県春日部市立粕壁小学校校長

平成 28 年 4 月 埼玉県教育局県立学校部保健体育課主席指導主事

平成 30 年 4 月 埼玉大学教育学部准教授

令和 3 年 4 月 埼玉大学教育学部教授

令和 5 年 4 月 埼玉大学教育学部附属特別支援学校校長

令和 8 年 4 月 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター長

議案第 151 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

遠 山 栄一郎 59 歳 川口市在住

令和 8 年 9 月 1 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

経 歴 書

氏 名 遠 山 栄一郎

年 齢 59 歳

現 住 所 川口市在住

平成 5 年 4 月 有限会社万紫美取締役

令和 元年 7 月 川口市スポーツ推進審議会委員

令和 6 年 1 月 人権擁護委員